

岡山県医療対策協議会の公開について

1 会議の公開の趣旨

現在、県では、各種施策において重要な役割を果たしている審議会等の審議の状況を県民に公開し、県政における透明性、公正性の向上に取り組んでいるところです。

2 会議の公開基準

会議は原則公開としますが、審議会等によっては、次のとおり公開に適さない会議もあります。

非公開とすることができる場合

- (1) 法令や条例等により非公開とされている場合
- (2) 岡山県行政情報公開条例第7号各号に掲げる非開示情報に該当すると認められる事項について審議等を行う場合
 - ア 法令等により公にすることができない情報
 - イ 個人に関する情報で、公にすることにより、個人の権利権益を害するおそれがあるもの
 - ウ 法人等に関する情報で、公にすることにより、競争上又は事業の運営上などの社会的な地位が損なわれると認められるもの
 - エ 公にすることにより、犯罪の予防など公共の安全と秩序維持に支障を及ぼすおそれがあると認められる情報
 - オ 県の機関、国等の内部又は相互間における審議等に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見交換や意思決定の中立性が損なわれる場合など
 - カ 県の機関、国等が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
 - キ 県、国、第三者等が、公にしないと条件で任意に提供した情報
- (3) 当該会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる場合
 - 審議妨害や委員に対する圧力などにより、率直な意見交換や意思決定の中立性が損なわれる場合など

3 公開又は非公開の決定

公開、非公開の決定は、審議会等の独立性を尊重する観点から、会議の運営に責任を有する審議会等に委ねられています。

そのため、当協議会においても会議を公開とするか、非公開とするかの決定をしなければなりません。

4 公開の方法

公開の方法は、県民が容易に審議会等の審議の過程を知ることができるよう、報道機関に加えて、傍聴希望者に会議の傍聴を認めることにより行います。

5 会議の開催通知

審議会等は、公開する会議の開催を多くの県民が遅くとも会議開催の1週間前までに知ることができるようにするため、県のホームページに掲載するなどその周知を図るものとしします。

6 会議資料及び会議録の公開

審議会等は、会議の終了後、審議の状況がわかる議事録等の会議録を速やかに作成し、県のホームページに掲載し、県民が当該会議の結果を知りうるよう努めるものとしします。

○ 医療対策協議会の会議の公開又は非公開の決定について（案）

上記の基準等により医療対策協議会についても、会議の公開又は非公開の決定をする必要があります。

当協議会は原則公開とし、非公開とすることが適切な場合のみ当該審議を非公開とするものとしします。